

自衛隊法施行令の一部を改正する政令案要綱

一 一等陸尉以下一等陸曹以上、一等海尉以下一等海曹以上及び一等空尉以下一等空曹以上の自衛官の定年を改めること。（別表第九関係）

二 この政令は、令和五年九月三十日から施行すること。（附則関係）